

意見募集期間を短縮(通常30日程度)した理由

本条例は、畜舎等の建築等に関する事項を定めたものであり、広く、多くの県民の生活に関わるものではないことに加え、法の施行と合わせて令和4年4月1日に条例を施行するため、認定手続き等を詳細に定める施行細則等を早期に策定し、周知していく必要があることから、やむを得ずパブリックコメントの実施期間を短縮するものです。